

# 入札説明書

## 目次

- 1 競争入札に付する事項
- 2 競争参加資格
- 3 入札参加申込み等
  - (1) 入札参加申込みに必要な申請書類等
  - (2) 申請書類等の提出場所及び問い合わせ先
  - (3) 申請書類の提出期限
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知
- 4 入札等執行手続
  - (1) 入札の日時及び場所
  - (2) 提出書類
  - (3) 開札
  - (4) 落札者の決定方法
- 5 入札参加者注意事項
  - (1) 入札書
  - (2) 入札等
  - (3) 公正な入札の確保
  - (4) 入札の取りやめ等
  - (5) 無効の入札
  - (6) 再度入札
  - (7) 同価格の入札
  - (8) 契約書の提出
  - (9) 異議の申立て
  - (10) 本件入札に関する質問

## 関係書類

- 別紙1 一般競争入札参加申込書
- 別紙2 委任状
- 別紙3 調達仕様書
- 別紙4 入札書

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 検査用システムの修正開発に関する業務
- (2) 仕様 開発仕様書（別紙3）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和1年12月27日（金）まで
- (4) 納入場所 開発仕様書（別紙3）のとおり

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者は除く。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 官庁（国の全ての機関）及び地方公共団体等から、指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。  
なお、指名停止等を受けている者が、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本競争の参加資格はない。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 当機構と締結した契約において、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (8) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。  
（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者  
（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者等、その他これに準じる者
- (9) 下記3（3）の入札参加申込みを行った者であること。
- (10) 業務内容等の情報提供を受ける場合、守秘義務を順守できること。
- (11) プライバシーマークの使用許諾を保有していること（更新手続中の場合も保有しているものとみなす）。又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。

### 3 入札参加申込み等

#### (1) 入札参加申込みに必要な申請書類等

- ① 一般競争入札参加申込書（別紙1）
- ② 代理人により申込みを行う場合には、委任状（別紙2）
- ③ 平成31・32・33年度競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写し
- ④ 上記2（12）を満たしていることを証明する書類の写し
- ⑤ 貴社情報（会社案内等の資料）

#### (2) 申請書類等の提出場所及び問い合わせ先

〒100-0005

東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階

機構 業務部検査班（担当：永田、石川）

電話 03-3285-1279

FAX 03-3285-1274

#### (3) 申請書類等の提出期限

平成31年4月22日（月）17時必着

#### (4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、平成31年4月23日（火）17時までに電子メールにより通知する。

なお、参加資格がない旨の通知を受けた者で、その理由に不服のある者は、説明を求めることができる。ただし、原則として本件入札に参加することはできない。

### 4 入札等執行手続

#### (1) 入札の日時及び場所

日時 平成31年4月24日（水）10時30分から入札執行手続開始  
（10時15分から受付開始）

場所 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階  
農水産業協同組合貯金保険機構 会議室

#### (2) 提出書類

- ① 「入札書」（別紙4）1通
- ② 「競争入札参加資格認定通知書」（機構から電子メールにより通知したもの）
- ③ 代理人によって入札する場合は、「委任状」（別紙2）

#### (3) 開札

開札は、入札者本人又はその代理人に立ち合わせて行う。ただし、入札者本人又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない機構職員を立ち合わせて行う。

#### (4) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、契約の相手方とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、落札者の決定を保留することができる。この場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次に有利な入札を行った者を落札者とすることがある。
- ② 落札者を保留した場合は、落札者を決定次第、その結果を落札者及び最低価格入札者（最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札参加者にはその旨を知らせる。

### 5 入札参加者注意事項

#### (1) 入札書

##### ① 様式

「入札書」は別紙4の様式とし、記入誤りや記入漏れのないようにすること。

##### ② 記載金額

落札者を決定するに当たり、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札等

- ① 入札参加者は、代理人によって入札する場合は、その「委任状」を持参させなければならない。ただし、入札参加申込みに際して「委任状」を提出済みの場合は、この限りでない。
- ② 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ③ 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは入札することができない。
- ④ 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更、又は取消しをすることができない。

#### (3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- ② 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(5) 無効の入札

- ① 入札者が次の各号の一に該当する場合には、当該入札者の行った入札を無効とする。

- ア 入札参加者の資格を有しない者が入札を行ったとき。
- イ 郵便、信書便等による入札を行ったとき。
- ウ 委任状を提出しない代理人が入札を行ったとき。
- エ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は二人以上の入札者の代理をした者が入札を行ったとき。
- オ 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
- カ 職員の職務の執行を妨害して入札を行ったとき。
- キ 虚偽の申請を行った者が入札を行ったとき。
- ク 機構により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札資格のない者が入札を行ったとき。
- ケ 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に従わなかったとき。

- ② 開札を行った場合において入札書を審査した結果、当該入札書が次の各号の一に該当すると認められたときは、当該入札を無効とする。

- ア 入札金額が訂正してあるとき。
- イ 記名押印がないとき。
- ウ 誤字・脱字（数字の脱落を含む）等により意思表示が不明確なとき。
- エ 条件が付されているとき。
- オ 同一入札者の入札書が2通以上投入されているとき。
- カ 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していないとき。

(6) 再度入札

開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札は、2回までを限度とする。

(7) 同価格の入札

- ① 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。

② 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない機構の職員にくじを引かせるものとする。

(8) 契約書の提出

落札者は、所定の契約書に記名押印し、速やかに機構理事長に提出しなければならない。

(9) 異議の申立て

入札をした者は、入札後、この入札説明書等関係資料についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(10) 本件入札に関する質問

業務等の内容、入札説明書等に対する質問がある場合には、以下のアドレスに電子メールにより照会すること。

<電子メールアドレス>

E-mail : [nagata@mail.sic.or.jp](mailto:nagata@mail.sic.or.jp)

以 上